

# 近世中期九州諸藩の長崎借銀

—福岡藩を中心に—

柴 多 一 雄

## Abstract

Previous studies of Han finance rarely take up Kyushu Hans debt in Nagasaki. This paper analyses Fukuoka-han debt in Nagasaki, and clarifies that Fukuoka-han had a lot of debt in Nagasaki like as Saga-han, that this debt was repaid sequentially after 1725, and consider the meaning of Kyushu Hans debt in Nagasaki in the middle of the Edo period.

**Keywords :** debt, Nagasaki, Fukuoka-han

## はじめに

長崎は江戸時代唯一の貿易都市として、貿易だけでなく金融面でも大きな役割を果たしていたが、金融市場としての長崎についての研究はそれほど多くない。しかも、初期については、貿易に関連する武野洋子氏や西国大名における長崎借銀の重要性を指摘した森泰博氏の研究<sup>(1)</sup>があり、幕末期については、長崎が金融市場としての意義を相対的に増加させていったとする小山幸信氏の研究や対馬藩に関する三浦忍氏の研究<sup>(2)</sup>などがあるが、中期に

---

(1) 武野要子『藩貿易史の研究』ミネルヴェ書房、1979年。森 泰博『大名金融史論』大原新生社、1970年。

(2) 小山幸信『幕末維新时期長崎の市場構造』お茶の水書房、2006年。三浦 忍「幕

については、小山氏が大村藩初期の長崎借銀の分析をもとに、慶安期（1648～52）以降長崎は相対的にその地位を低下させ、大坂市場の補完的存在となったと指摘する研究があるだけといってよい<sup>(3)</sup>。

しかし、佐賀藩の借銀をみると、寛永18年（1641）が京御借銀本捨利払480貫目、長崎本捨利払120貫<sup>(4)</sup>であったのに対し、享保10年（1725）には、上方借銀800貫目余、長崎借銀1,060貫目余、上方借銀払渡1,090貫目余、長崎借銀元利払渡1,137貫目余<sup>(5)</sup>と、中期の方が長崎での借銀が上方での借銀を上回っており、借銀の額からみるかぎり必ずしも長崎の金融市場としての地位が低下したとはいえないのである。

これまでの藩財政史の研究では、九州諸藩の長崎借銀が正面から取り上げられることはほとんどなく、佐賀藩の長崎借銀についても、なぜ享保期（1716～36）に上方を上回るほど大量の長崎借銀が存在したのか、その後の長崎借銀はどのように推移していくのかなど、その検討はまだ十分に行われていない。

一方、岩崎義則氏は、享保期における長崎会所の銅代銀の送銀に関する研究のなかで、銅代銀が九州諸藩の大名為替として大坂に送られていたこと、享保10年（1725）頃にはその為替未済銀が大量に存在していたことを明らかにしている<sup>(6)</sup>。しかし、岩崎氏の研究は長崎会所の銅代銀の送銀について検討したものであり、九州諸藩の長崎借銀についての検討はなされていない。

そこで、本稿では、福岡藩の長崎借銀を検討することによって、近世中期

---

末・維新时期長崎における対馬藩大名貸』『長崎県立国際経済大学論集』第9巻2号、1975年。

(3) 小山幸信「大村藩藩政確立過程と長崎借銀」『日本歴史』第549号、1994年。

(4) 城島正祥『佐賀藩の制度と財政』文献出版、1980年、257頁。

(5) 「享保十年御物成并銀遣方大目安」佐賀県立図書館鍋島文庫。

(6) 岩崎義則「享保期長崎会所役人の大坂出役と御用銅代の大坂送金」『史淵』第136輯、1999年。

における九州諸藩の長崎借銀について考えてみたい。福岡藩の財政史研究では、前期および後期の借銀については、かなり明らかにされており、福岡藩と大坂市場との関係が極めて密接であったことが指摘されている<sup>(7)</sup>。享保期についても、享保の飢饉前後の状況についてはある程度明らかになっているが<sup>(8)</sup>、飢饉以前の状況については必ずしも十分に解明されているとはいえない。また、福岡藩と長崎の関係についても、長崎警備についてはしばしば言及されてきたが、経済的な関係については黒田氏の貿易政策を検討した武野洋子氏の研究<sup>(9)</sup>以外ほとんどないといってよい。

こうした状況のなかで、本稿は福岡藩の長崎借銀について検討し、福岡藩においても、佐賀藩と同じように享保期に大量の長崎借銀が存在していたこと、また、この借銀は享保10年（1725）以降整理が行われていくことを明ら

---

(7) 森 泰博「福岡藩の大坂蔵屋敷」『西南地域史研究』第8輯，1994年。原 三枝子「光之期福岡藩の上方借銀と家臣への貸付け」『福岡地方史研究』第34号，1996年。同「延宝三年福岡藩財政に関する一考察」『福岡地方史研究』第35号，1997年。柴多一雄「近世中後期福岡藩における財政構造の特質－「安永二巳九月方同三年午八月迄米銀御積帳写」の分析を中心に－」『西南地域史研究』第10輯，1999年。野口喜久雄「文化期の福岡藩藩政－財政政策を中心に－」『福岡県史 近世研究編 福岡藩（一）』1983年。高山英朗「文政期福岡藩の政治動向と天保改革」『七隈史学』第4号，2003年。柴多一雄「福岡藩の天保改革」『九州文化史研究所紀要』第27号，1982年。高山英朗「天保期福岡藩における藩財政と政治動向－天保九年大老黒田播磨の出府を中心に－」『七隈史学』第2号，2001年。木原溥幸「幕末における福岡藩財政改革と日田商人広瀬家」『九州文化史研究所紀要』第17号，1972年。安藤 保「嘉永期福岡藩における財政の諸策－広瀬立案の財政改革案をめぐって－」『九州文化史研究所紀要』第30号，1985年。同「嘉永，安政期における福岡藩の財政と広瀬久兵衛」『福岡県史 近世研究編 福岡藩（三）』1987年。同「安政三，四年福岡藩の財政状況と広瀬久兵衛」『福岡県史 近世研究編 福岡藩（四）』1989年。

(8) 柴多一雄「享保の飢饉と藩体制の転換－福岡藩を中心に－」『九州文化史研究所紀要』第39号，1994年。

(9) 武野要子「黒田氏の貿易・キリシタン政策」『藩貿易史の研究』ミネルヴァ書房，1979年。

かにし、九州諸藩にとって近世中期における長崎借銀がいかなる意味をもっていたのかを考察したい。

## 1. 宝永～享保初年（1704～16）の福岡藩財政と長崎借銀

宝永期（1704～11）の福岡藩は、元禄16年（1703）に発行した藩札が暴落し、上方商人を招いて事態の收拾にあたらせるなかで、宝永4年（1707）に出された幕府の藩札停止令を受けて藩札の回収が行われるなど、財政的にきわめて困難な状況にあった。

そのため、宝永5年（1708）12月には、それまで福岡藩の江戸仕送りを引き受けていた鴻池善次郎（四代善右衛門）・同又右衛門・玉屋吉右衛門の3名のうち、鴻池善次郎・同又右衛門の両名が「差問之儀」ありとの理由で掛屋を断り<sup>(10)</sup>、福岡藩は玉屋吉右衛門に単独での掛屋を依頼しなければならなくなった。

その契約は、物成米166,362俵（55,454石<sup>(11)</sup>）、夏大豆20,000俵（6,666石余）を引当に、鴻池善次郎の肩代わり分の10,000両も合わせて20,000両を江戸仕送りその他の藩の入用として用立てるというものであった<sup>(12)</sup>。

また、福岡藩はこの3名に2,173貫目余の借銀があったが、鴻池善次郎と同又右衛門の両人が掛屋を断るときに、米代銀のうちから481貫目余を引き取ったため、玉屋吉右衛門は残りの1,691貫目余に加えて、鴻池両人が引き取った481貫目余を含む580貫目を新たに貸し出すことになり、1,691貫目余の借銀は二分して、890貫600目は月1歩の利子を加えて宝永6年（1709）11

(10)『上ミ方江戸長崎御立入町人由来書』には、鴻池善右衛門について、「宝永三戌年七月方始而御出入并御掛屋被仰付候、同五子年御断申上相止候」（1頁）とある。

(11) 福岡藩の1俵は3斗3升で、3俵が1石として販売される。

(12) (13)「証文預り書類」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵謄写本。

月までに返済し、残りの800貫700目は利息なしで宝永6年から宝永8年までの3年間で返済することになった<sup>(13)</sup>。

宝永元年（1704）の福岡藩の蔵入年貢米収入は61,788石余<sup>(14)</sup>（187,236俵余）であったから、江戸仕送り等に必要な物成米166,362俵は、その9割近くを占めており、こうしたなかで890貫目余を宝永6年中に利子を加えて返済し、800貫目余を宝永6年からの3年間で返済しなければならないというのであるから、福岡藩のこの間の負担は想像を絶するものがあつた。このため、宝永6年には、家臣への扶持米の支給が滞り、無足や足輕などの下級家臣が甚だしい困窮におちいることになった<sup>(15)</sup>。

こうした状況のなかで、宝永7年（1710）7月、福岡藩は次のように長崎から公銀を借り入れ、未進の年貢米100,000俵を納入させた。

<sup>(宝永7年)</sup>  
同年七月下旬御國中御年貢米、古未進拾万俵長崎公銀御借受ニ而米式割  
壱歩ニ而在々江御貸シ渡シ被仰付候ニ付、是迄之御蔵払不足相済候<sup>(16)</sup>

この借銀は、「長崎公銀」とあることから元禄11年（1698）に設置された長崎会所からの借銀であったと考えられる。管見のかぎりでは、福岡藩が長崎会所から借銀を行ったのはこれが最初である。

しかし、こうした対応策にもかかわらず、同年冬には家臣への切米の支給が困難になり、「御切米不渡事ハ、今年初而之由也、昔より無之事也<sup>(17)</sup>」と、藩成立以来の未曾有の事態をもたらしたのであつた。

家臣へ支給すべき切米が支給できないという事態は藩存立の基本にかかわる大問題であり、こうした事態をそのままにしておくことは不可能であつた

(14) 「福岡藩郡役所記録」『福岡県史資料』第4輯、245頁。

(15) 「長野日記」『近世福岡博多史料』第1集、118頁。

(16) 「岡郡宗社志」『福岡県史 近世史料編 年代記』1、189頁。

(17) 「長野日記」『近世福岡博多史料』第1集、128頁。

と思われ、玉屋との契約はほどなく破棄され、借銀も踏み倒されることになった<sup>(18)</sup>。

しかし、福岡藩と京都・大坂商人との年貢米を担保とする江戸仕送りの関係はその後も商人を替えて維持され、享保元年（1716）には大坂の嶋屋八郎右衛門がその任にあたっていた<sup>(19)</sup>。

このように、宝永～享保初年の福岡藩は、年貢米を大坂に回送し、その売却代金を担保に江戸への送金を確保するという契約を大坂・京都の商人と結んでおり、これが藩財政運営の基本となっていたことがわかる。しかし、玉屋のあと掛屋を引き受けていた嶋屋も、享保元年11月に江戸送金を滞らせ<sup>(20)</sup>、そしておそらくこれをきっかけとして再び鴻池善右衛門が掛屋に就任するなど<sup>(21)</sup>、京都・大坂商人との関係はきわめて不安定な状態にあった。

こうしたなかで、長崎会所からの借銀は増大し続け、享保10年（1725）の段階では次のように5,076貫目余に達していたのである。

#### 筑前御借銀元

一、銀五千七拾六貫五百三拾九匁八分六毛

此内

七百貳拾七貫三百四拾七目九分九厘三毛三弗、享保十巳年の元文元辰年

(18) 延享3年（1746）に玉屋吉右衛門が福岡藩に、「先年御用達候銀高御証文式通、古銀千六百九拾壹貫三百匁、右御証文所持仕罷在候、（中略）恐多奉存候得共、何卒御憐愍を以何分直御執成御救被成下候者難有可奉存候」（「証文預り書類」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵謄写本）と、2通、銀1,691貫余の借用証文の所持を申し出て救済を願い出ており、借銀が返済されていないことがわかる。

(19) (20) 『吉田家伝録』中、366頁。

(21) 森 泰博「福岡藩の大坂蔵屋敷」『西南地域史研究』第8輯（1994年3月）、15頁。『上ミ方江戸長崎御立入町人由来書』には、「正徳三巳年七月の御掛屋再勤被仰付」（1頁）とあるが、算用帳からは掛屋に就任したことを示すような変化をうかがうことはできない。

迄返済、残四千三百四拾九貫百九拾八匁八分壹厘貳毛七弗、宝暦十三未年石谷淡路守様御在勤之節、年々貳拾貫目宛返済有之度、年賦御取極被為成、明和元申年方天明三卯年迄、年々毎冬貳拾貫目宛被相納候銀都合三百七拾貫目之残三千九百七拾九貫百九拾八匁八分壹厘貳毛七弗也<sup>(22)</sup>

この5,076貫目余という借銀は、同年の佐賀藩の長崎借銀1,060貫目余の約5倍にあたっている。また、佐賀藩の同年の上方からの借銀は800貫目余で、長崎からの借銀が上方借銀を上回っていたが、福岡藩の場合も、その総額は不明であるが、宝永5年(1708)の玉屋からの借銀が1,691貫目余に580貫目を加えた2,261貫目余であり、享保元年(1716)の嶋屋との間で問題となった3,030貫目のうち、嶋屋によれば2,860貫目程が、「古今御借銀ノ元利、或ハ江戸仕送り、当時取り替へ御用ニ出シ置候類<sup>(23)</sup>」であったこと、これ以外に、鴻池に1,000貫目から1,500貫目の証文貸の残高があった<sup>(24)</sup>ことなどを考えても、佐賀藩同様、長崎からの借銀は上方に匹敵するか、それを上回っていたと考えられる。

以上のことから、宝永～享保初年の福岡藩は、大坂における年貢米の販売と掛屋による江戸送金を藩財政運営の基本としながらも、藩財政の窮乏が深刻化し、上方の銀主との関係が不安定となるなかで、長崎会所からの借銀が急増し、享保10年(1725)の段階では、上方に匹敵するかそれを上回る額の借銀を抱えるようになっていたことがわかるのである。

(22)「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫。

(23)『吉田家伝録』中、366頁。

(24)宝永6年(1709)から正徳4年(1714)までは毎年1,013貫目、正徳5年は1,384貫目、享保元年(1716)は1,090貫目、享保2年は1,490貫目の証文貸の残高があった(森 泰博「福岡藩の大坂蔵屋敷」『西南地域史研究』第8輯、1994年、14頁)。

## 2. 御用銅代銀の大坂送銀と福岡藩の長崎借銀

前節でみたように、宝永期以降、福岡藩は長崎会所からの借銀を急増させ、享保10年（1725）の段階では、5,076貫目余の借銀を抱えていたが、この5,076貫目余の借銀は、「松平筑前守先々代為用事致借用候銅代銀也<sup>(25)</sup>」とあるように、長崎会所の銅代銀を借用したものであった。

そこで、本節ではこの時期における長崎会所の銅代銀の送銀システムと福岡藩の借銀の関係について検討していきたい。

銅吹屋への銅代銀の支払いは、元禄14年（1701）の銅座設置以前は長崎会所から直接銅吹屋に銅代銀を支払っていたが、銅座設置後は銅座から銅吹屋に支払われることになり、大坂銅座の長崎出向役人が長崎会所から代銀を受け取り、これを大坂銅座へ送銀していたといわれている<sup>(26)</sup>。

住友の「宝永六年日記」には、「七月廿四日、竿銅之儀銅座長崎役人衆相對相済、廿五日を買入之竿代長崎衆を相渡り候筈ニ罷成、則長崎衆方吹屋中指紙印鑑并代金請取ニ參候手代名判取ニ、大坂や手代嘉兵衛廻し被申候<sup>(27)</sup>」とあり、銅座長崎役人衆が銅吹屋に銅代銀を渡していたことがわかる。

しかし、正徳2年（1712）に銅座が廃止されると、翌正徳3年からは銅吹屋への銅代前渡銀の支給方法が次のように変更されることになった。

乍恐口上

一、銅代御前借銀之儀、<sup>(正徳2年)</sup>去年之通長崎を請払役人被指越、於大坂御渡下度旨、先達而願上候処ニ、其儀は難被仰付候ニ付、当年分銅代仕入金とし

(25) 「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫。

(26) 岩崎義則「享保期長崎会所役人の大坂出役と御用銅代の大坂送金」『史淵』第136輯，1999年，98頁。

(27) 「宝永六年日記」『住友史料叢書』10，63頁。



て唯今四五千両、来年分銅代仕入金ハ当年暮四五千両拝借被仰付可被下由被仰渡、奉承知候、当春ハ唯今迄買入銅并大坂着銅之代金計ニ而も凡式万両余有之、此已後之儀大分之事ニ御座候故、御用差問可申ニ付、御請難仕由申上候処、然らハ銅百斤ニ付前銀百目宛之積り大坂御蔵銀を以御取替御渡シ被下候ハ、滞儀在之間敷哉と御尋被遊候、此段は私共最前ハ願上候同前御座候故、何之差問も無御座、何も難有可奉存候一、御前借銀願之通大坂ニ而御渡被下候時、御渡方為証拠家質御取被遊候ハ、可指出哉と被遊御尋候、銀高五百貫目計迄之家質指上候而成とも、大坂ニ而御前借銀御渡被下候様ニ奉願候、以上

(正徳3年)

巳 閏五月十四日

銅吹屋共

御奉行所<sup>(28)</sup>

すなわち、前年の正徳2年には長崎から来た請払役人から銅代前借銀が渡されていたので、前年のとおり大坂で銅代前借銀を渡されるように願い出たところ、「其儀は難被仰付候ニ付」として、正徳3年分の銅仕入れ金として4,5千両、来年分の銅の仕入れ金として暮れに4,5千両を拝借させるということをし渡された。しかし、すでにこの春までに買い入れた銅と大坂に着いた銅の代金だけで20,000両余となり、これからの分を加えるとさらに多くなるので差し支える旨を申し出たところ、銅100斤につき銀100目を前借銀として大坂御蔵銀から貸し渡されることになったというのである。

そして、この大坂御金蔵から銅吹屋に渡された前渡銀の返納は、次のように長崎から直接大坂の御金蔵に納められることになった。

一、銅元代金并吹屋共損銀之償銀之義、先格之ことくたるべく候、但大坂におゐて吹屋共御蔵方御前借銀相渡候分之銀高ハ、当地方大坂御蔵納可

(28)「長崎公用帳 二番」『住友史料叢書』12, 111頁。

## 仕候事

附、吹屋共方請取証文取之、奉行所江差出し、可入披見候事<sup>(29)</sup>

また、享保元年（1716）に編纂された「崎陽群談」には、長崎からの銅代銀の支払い方法について次のように記されている。

## 銅代銀為替之事

一、唐阿蘭陀商買相済候以後、其年ニ相渡候銅代銀の儀ハ、惣而商売物代銀を、唐方ハ宿町江、阿蘭陀方ハ長崎会所江商人方元増共ニ相納、此銀子の内方右銅の元代分引取、前々ハ大坂吹屋江相渡候、向後ハ大坂御蔵江相納可申候、銅足シ銀も一同に相払候事

一、右銅代銀数千貫目の事ニ候間、從此地大坂迄為持差越候而は、海陸雑用も多く懸り、宰領等も数多無之候而は道中不用心ニも有之候、旁以右の銀子為替ニ取組候而当表をハ差出し、大坂ニ而取立御蔵納仕候事

附、此為替の儀ハ、町人為替計ニ而ハ銀高多く候故手廻成兼候、夫故近国の領主借請候而、翌年の春大坂ニ而被致返却候、右近国の領主へ貸渡候次第ハ、其城下又ハ領内の大商人、或は大百姓ニ印形証文、当地町年寄へ差出、其上ニ而町年寄と其領主の家老と申談、家老共方根証文と号ケ候而連判の手形取置之、其上ニ而為替取組ニ相定り候、地下役人方銀子相渡し候、且又大坂ニ而取立候節ハ、町年寄共手代大坂へ罷登り右銀子取立之、御金奉行中へ相納申事ニ候、是等の雑用銀ハ、右為替の歩銀方仕払仕候、猶又歩銀の残り有之候、此分ハ年々町年寄共へ配分為仕候、尤先格の割方有之候、其上ニも残銀有之候へハ浮銀の内ニ入候事<sup>(30)</sup>

(29) 「年々諸用留 三番」『住友史料叢書』2、227頁。

(30) 『崎陽群談』近藤出版社、1974年、133頁。

これによれば、銅代銀は、以前は大坂の銅吹屋に渡していたが、今後は大坂御蔵へ納めることになった。銅代銀は数千貫目と多額で、大坂まで現送しては輸送の費用もかかり、宰領も大勢必要で、不用心でもあるので、為替に取り組み大坂で取り立てて御蔵へ納める。しかし、銅代銀は額が多く、町人が替だけではまかないきれないので、近国の領主に貸し付け、翌年の春に大坂で返却させる。取り立ての際は、町年寄の手代が大坂へ登って取り立て、大坂の御金奉行に納めるといのである。

享保元年は、御用銅確保のため諸国の銅山に供出高を強制的に割り付ける「御割合御用銅」体制が実施された年であり、これを機に前渡銀だけでなく銅代銀も大坂御金蔵に上納されることになったのものと思われる。

ところで、長崎会所は元禄11年(1698)の創設以来、利銀から長崎地役人役料・同地下配分金等を差し引いた残りの利銀を運上として大坂御金蔵に納めていたが、その送銀方法は、次のように京都まで為替で送り、京都で為替銀を取り立てて大坂の御金蔵に納めるといものであった。

一、元禄十四年四辛巳正月三日高木清右衛門  
後藤庄左衛門家頼兩人為替銀之儀ニ付京都へ罷越

(中略)

一、同年正月十九日高木清右衛門殿於京都為替銀取立、大坂御蔵為上納上京ス<sup>(31)</sup>

一方、福岡藩も、宝永3年(1706)には翌年春の「御運上銀御返弁引当米大豆」として米1,000俵(代銀23貫133匁3分4厘)、大豆316俵(代銀6貫109匁3分4厘)を大坂で売却し<sup>(32)</sup>、正徳4年(1714)には大坂の榎並屋五右

(31)「諸事書留」長崎歴史文化博物館収蔵古賀文庫。

(32)「宝永三戌年分大坂上り米大豆之内亥ノ春御運上銀御返弁引当米大豆并欠差米大豆共各御算用被仕上弘方聞届相済候証抛之事」福岡市総合図書館寄託奥山文書。

衛門を「長崎御運上請負」に任命するなど<sup>(33)</sup>、長崎会所の運上銀の送銀に深く関わっていた。銅代銀の送銀システムは、このような運上銀の送銀システムに準ずる形で行われるようになったものと思われる。

以上のことから、長崎会所は元禄11年（1698）の会所設立直後から運上銀を為替で京都に送り、長崎から出張した役人が京都の商人から為替銀を受け取って大坂の御金蔵に上納していたが、正徳3年（1713）以降は銅代前渡銀が、さらに享保元年（1716）からは銅代銀がこれに準ずる形で送銀されるようになり、福岡藩をはじめとする九州の諸藩は、このような長崎会所の送銀システムを利用する形で銅代銀を借用し、大坂での年貢米の売却代銀によってこれを返済していたことがわかるのである。

### 3. 九州諸藩の長崎借銀と10か年賦返済計画

前節でみたように、福岡藩をはじめとする九州諸藩は、長崎会所の銅代銀の送銀システムを利用する形で長崎会所から借銀を行っていたのであるが、こうした長崎会所の送銀システムは、享保7年（1722）に「御割合御用銅」体制が中止されるなかで大きく変化することになった。

長崎御用銅之儀、御料私領銅山江割付相廻、右代銀当分従公儀御取替ニ成、長崎方返納之筈ニ候所、右返済段々相滞候ニ付、<sup>(享保7年)</sup>来寅年方国々銅山割符之儀相止、古来之通御料所銅山方掘出候銅者長崎江廻シ、直ニ売渡、代銀ハ長崎ニ而相渡り候積り御座候、其外銅不足之分者、長崎奉行中吟味之上買上ケニ成り候、右代銀も長崎ニ而直ニ渡り候様ニ、水野和泉守殿被仰渡候、依之向後長崎廻銅代諸入用共ニ、其地御金蔵方ハ不相渡筈ニ罷成候、尤当丑年迄之諸入用残銀ハ只今迄之通御座候間、左様御心得

(33) 『吉田家伝録』中、194頁。

## 可被成候

- 一、<sup>(享保4年)</sup>去々年<sup>ろ</sup>今年迄相廻り候銅代滞之分も、長崎<sup>ろ</sup>段々返納相済候様ニ長崎奉行江申達候間、追々返納可有御座候、右之趣其地御金奉行中江も申遣候<sup>(34)</sup>

この史料は、幕府が享保6年（1721）12月に翌年からの「御割合御用銅」体制の中止を指示したもので、その主な内容は、①「御割合御用銅」体制を廃止する、②今後、銅代銀は御金蔵からは渡さない、③滞った銅代銀の返納を命じる、というものである。

幕府がこのような改革を行ったのは、「右代銀当分従公儀御取替ニ成、長崎<sup>ろ</sup>返納之筈ニ候所、右返済段々相滞候ニ付」とあるように、長崎会所からの銅代銀の上納が滞るようになっていたからであったが、その背景には翌享保7年から幕府の本格的な財政改革が実施されていることから明らかなように、この時期における幕府のきわめて厳しい財政状況があった。

この享保6年（1721）12月の幕府からの指示は、「去々年<sup>ろ</sup>今年迄相廻り候銅代滞之分も、長崎<sup>ろ</sup>段々返納相済候様ニ長崎奉行江申達候」と、滞った銅代銀の返納を長崎奉行に命じていたが、これについては、長崎奉行日下部博貞が、享保8年（1723）4月の長崎町年寄に宛てた書付において、<sup>(享保56年)</sup>「子・丑兩年銅代御取替返上納不足金二萬九千兩余之儀、<sup>(享保78年)</sup>寅・卯兩年出銀を以御蔵納可仕候、若卯年分出銀余計有之候は、除き、小増取来候者共へ可為割符積之事<sup>(35)</sup>」と、上納不足銀は享保7、8年の出銀で上納すると述べており、享保8年には御金蔵への返済が完了したと思われる。

その一方で、長崎奉行は銅代銀を貸し付けていた九州の諸藩に対し、次のように貸付銀の返納を要求していった。

(34) 「年々諸用留 四番」(上) 享保6年12月6日条、『住友史料叢書』7, 115頁。

(35) 『通航一覽』第4, 350頁。

竹中彦大夫<sup>于時</sup>裏判役、二月下旬長崎江被遣、趣ハ、同所唐船御用銅代銀之由、替し御借り被成、此方より京都江御納被成筈候処、上方御借銀差支候故、おのつから右之代銀不納ニ成、去年以来長崎奉行日下部丹波守殿、此方聞役平田弥三右衛門毎々被招呼、右之銀御催促候へとも不納ニ付、丹後守殿被仰聞候ハ、福岡之御家老何成とも御面談可被成候間、長崎江被参候様ニとの御事ニ付、詮議之上先此節彦大夫罷越御面談被仕候由、但右借用之銀子千貫目余之由、此半分ハ御家中へ内借り致候由沙汰也<sup>(36)</sup>

この史料は、享保9年（1724）2月に福岡藩の財政担当であった裏判役竹中彦大夫が、長崎奉行日下部博貞からの呼び出しを受けて長崎に派遣されたことを述べたものであるが、この裏判役の長崎への派遣は、福岡藩の長崎聞役平田弥三右衛門が長崎奉行日下部博貞からたびたび呼び出しを受けて銅代銀の返納を催促されていたのに返納しなかったため、国元から責任者を呼ぶように指示されて行われたものであった。

そして、おそらくこれをうけてのことと思われるが、福岡藩は「享保十巳年<sup>方</sup>壹ヶ年米三万俵宛<sup>(37)</sup>」の返済を実施することになるのである。

この享保10年（1725）からの長崎借銀の返済は、長崎の地役人を勤めていた村山家の家譜に、「長崎会所銅代、先年九州御大名様方前為替銀相滞候銀高八千六百五十貫目、金ニシテ拾四貫<sup>(7)カ</sup>千両余、享保十巳年御返済方十ヶ年賦ニ相極り候<sup>(38)</sup>」と記されており、福岡藩だけでなく長崎会所から借銀していた九州の諸藩全体にかかわるものであったことがわかる。これによれば、長崎会所が九州諸藩に貸し付けて焦げ付いていた銅代銀は総額で8,650貫目で、それを享保10年（1725）からの10か年賦で返済させることになったとい

(36)「長野日記」『近世福岡博多史料』第1集、234頁。

(37)「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫。

(38)「(仮題) 村上家家譜」柳川古文書館所蔵村上家文庫。

うのである。

福岡藩の享保10年からの返済計画が10か年賦であったことを示す史料は確認できないが、年に米30,000俵ずつの返済とすれば、福岡藩の1俵は3斗3升で、大坂では3俵が1石として販売されていたので30,000俵は10,000石となり、享保10年の大坂米価は1石が銀50目3分<sup>(39)</sup>であったから、10,000石は銀503貫目、その10年分は銀5,030貫目と、借銀額の5,076貫目余にほぼ等しい額になるので、福岡藩の返済計画もおそらく10か年賦であったと思われる。

この九州諸大名の長崎会所からの借銀については、享保11年～同18年の成立とされる「町人考見録<sup>(40)</sup>」の吉野屋惣左衛門の項にも次のように記されている。

長崎会所にて、売徳の上納銀を、上がたへの為替名目に立、九州の御大名がたへ借付、会所のわしりに致し来り候処、長崎表諸事御改に付、右上納はらみ銀も皆納いたし候様被仰付候所、如件大名方へ借し置候故、早速に取立相成り不申、夫故年賦に致し取立候へども、初年は漸相済、あとは是もさしつかへ申間、十年賦に相成候由、凡銀高八九千貫目のよし

長崎会所は上納銀を上方への為替の名目で九州の諸大名に貸し付けて利子収入を得ていたところ、改革によって滞っていた上納銀をすべて上納するように命じられた。しかし、上納銀は九州の諸大名に貸し付けられていたのですぐに回収することができず、年賦で回収しようとしたが、初年は返済されたものの、その後は返済されなかったので、10か年賦とした。その額は8,9千貫目であったというのである。10か年賦の返済で、貸付銀の総額が8,

(39)『三貨図彙』829頁、広島米。

(40)「町人考見録」『近世町人思想』222～223頁。

9千貫目というのは、さきの村上家の家譜の記述と一致している。

そして、この8,9千貫目は、「貳千貫目ほど細川どのに、三千貫目筑前黒田どの、九百貫目ほど柳川立花どの、其外九州の大名方、又は御家中までも取替置、年々せんぐりに致し来り候」と、2,000貫目が熊本藩、3,000貫目が福岡藩、900貫目が柳川藩に貸し付けられ、その他九州の諸大名やその家臣にも貸し付けられていたというのである。

福岡藩の借銀額が3,000貫目と、いままで述べてきた借銀額5,076貫目余と異なっているが、これは、史料の性格によるものとも考えられるが、3,000貫目は藩の借銀で、5,076貫余は家臣の借銀をも含んだ額と思われる<sup>(41)</sup>。

しかし、この記事のなかで注目されるのは、「此銀高の内、上納は貳三万両ほどの儀、余分は長崎会所の手廻しにて、彼地の町人、寺の祠堂銀、後家隠居僧尼の銀まで請込出し置候」との指摘である。これによれば、九州諸大名の借銀8,9千貫目のうち銅代銀上納分は2,3万両ほど、1両=銀60目として銀1,200~1,800貫目で、全体の15~20%程度しかなく、その多くは長崎会所が長崎の町人や寺社などから借り入れた資金であるというのである。

御金蔵への上納不足が2,3万両であったことは、さきの享保8年4月の長崎奉行日下部博貞の書付にも「子・丑兩年銅代御取替返上納不足金二萬九千兩余」とあったことから、おそらく間違いないものと思われる。

そして、これが事実であれば、九州の諸大名に貸し付けられた銀の大部分は、長崎会所が長崎の町人や寺社などから借り入れたものということになり、そのなかには「よしのやも多く会所へ銀子入置候」とあるように、この記事の当事者である吉野屋惣左衛門からの資金も含まれていたのである。吉野屋は京都の商人であるが、「長崎にて会所の用事を達、天草の御代官所の

(41) 享保12年に福岡藩は給知3ツ5歩拼を実施しているが、このとき「長崎銀、銘々より返弁之筈ニ候へとも、為御救、御弁被下候事」（「長野日記」『近世福岡博多史料』第1集、266頁）と、家臣の長崎借銀を藩が肩代わりすることを達している。



御年貢金を請込、長崎にて商人などへ為替に渡し、又は入札の買物など致すとあるように、長崎会所と密接な関係を有しており、長崎会所への出資もこうした関係から行っていたものと思われる。

吉野屋の長崎会所への出資は、「惣借り高五百五十貫目、是を六年賦、年一わりの利付に致し、則会所へよしのやより六百貫目、銅代に出し置候よし」とあるように、550貫目を借り入れ、6か年賦、年1割の利率で600貫目を長崎会所に銅代として貸し付けていたが、「此外に九百貫目会所へ入置候よし」とあるように、これ以外にも900貫目を長崎会所に貸し付けていた。前者は、大坂御金蔵へ上納する銅代銀の不足を補うために貸し付けられたもので、これについては、「右の銀子六年賦、年一わり利足にて受取申はづのよし。是を借り方引当にいたす旨」と、吉野屋が長崎会所から6か年賦、年1割の利率で受け取り、出資者への返済にあてることになっていた。後者は、大名貸しのための貸付で、「是は利なし十年賦に受取申趣、書付を以断申間、借しかたも得心いたし、身上先相続いたし候」と、利息なしの10か年賦で長崎会所から受け取ることになっている旨を書面で明らかにしたので債権者たちも納得し、なんとか破綻を免れることができた。しかし、この900貫目は、「件の大名方へ会所より出し置候へば、中々心当には不成」とあるように、九州の諸藩に貸し付けられ、享保10年（1725）から10か年賦で返済されることになっていたものであり、確実に返済されるという保証はなかったのである。

以上のことから、長崎会所は利子収入を目的として、銅代銀に含める形で、長崎・京都の商人から借り入れた資金を九州の諸大名に貸し付けていたことが明らかになった。これを、銅代銀の送銀システムと合わせて図示したのが図1であり、点線で示したのが長崎・京都から長崎会所への貸付銀の流れである。

このように、長崎会所は長崎・京都の商人から借り入れた資金を銅代銀に含める形で九州諸藩に貸し付け、利子収入を得ていたのであるが、諸藩の藩財政が窮乏化するなかで、大坂御金蔵への上納が滞り、不良債権化していっ

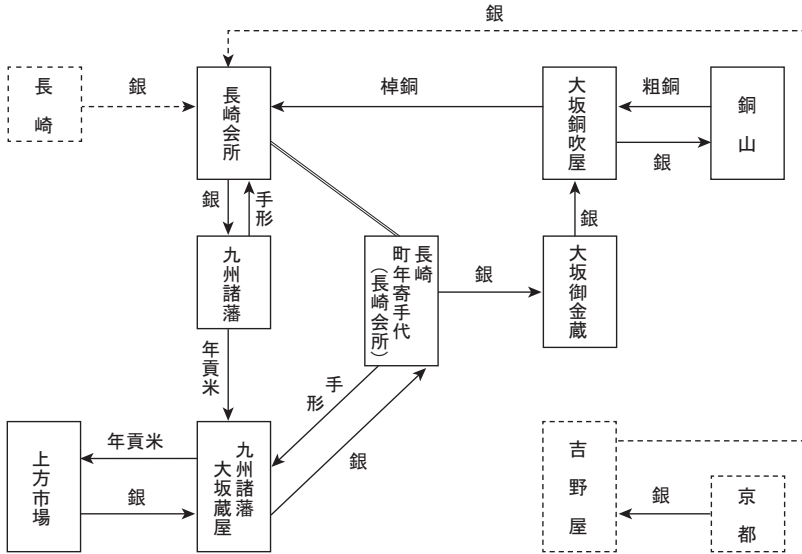


図1 長崎・京都商人の長崎会所への貸付と長崎会所の銅代銀送金システム

た。こうした状況のなかで財政難におちいった幕府が享保7年(1722)に財政改革を実施し、その一環として滞っていた銅代銀の上納を長崎会所に命じると、長崎会所は翌年までに滞っていた銅代銀を返納する一方で、諸藩に貸し付けていた銀の返済を要求していった。しかし、諸藩から返済されたのはその年だけであったため、享保10年(1725)からは10か年賦による返済が実施されることになった。出資者から借り入れた資金を返済するためにも、長崎会所は九州諸藩への貸付銀をなんとしても回収しなければならなかったのである。

幕府の財政改革によって長崎会所が抱える不良債権は一挙に表面化し、長崎会所に出資していた吉野屋など京都・長崎の商人たちは資金の回収ができなくなって経営危機に陥ることになった。元禄期(1688~1704)以降、貿易がしだいに制限されていくなかで、投資先を失った京都・長崎の商人たちの

資金は、長崎会所を經由して新たな投資先である大名貸しに大量に流れ込んでいったものと思われるが、享保7年の幕府の改革はこの資金の流れを断ち切り、こうした商人たちの投資活動を一挙に危機的な状況に追い込み、九州諸藩は厳しい財政状況のなかで借銀の返済を迫られることになったのである。

#### 4. 長年賦返済計画の策定

享保10年（1725）から実施された福岡藩の返済計画は、毎年30,000俵ずつの返済で、このうち10,000俵は取替銀の返済に当てるというものであった<sup>(42)</sup>。しかし、「其後三万俵宛は返入難調ニ付、五千俵宛之積御聞届、元文元辰年迄七百弍拾七貫三百四拾目九分九厘三毛三弗之分返済、其以後一向不致返済<sup>(43)</sup>」とあるように、毎年30,000俵ずつの返済は困難になったため途中から返済額は5,000俵に引き下げられ、元文元年（1736）までの12年間に727貫目余が返済されただけで、返済は中断されてしまった。

返済が計画どおり実施されなかったのは、享保10年に1石銀50目3分であった大坂の米価が、享保12年には36匁8分、享保14年には27～28匁と大きく下落し<sup>(44)</sup>、藩財政が逼迫して、借銀の返済どころではなくなったからである。また、享保17年（1732）には西国を中心に享保の飢饉が発生し、福岡

---

(42) 福岡藩の長崎会所からの借銀は、享保10年（1725）の段階で銀5,076貫目余であったが、このうちの銀206貫余は、「大坂御上納為替引請之處返済滞、於彼地借入之元銀、年老割之歩銀は又相滞、御取替被下候分也」（「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫）とあるように、大坂御金蔵へ上納できなかった銅代銀を上納するために借り入れた借銀の利銀を返済するために借り入れたもので、この分については、「享保十巳年方老ヶ年米三万俵宛、内壱万俵は右御取替銀返済引当之積相定」（「筑前年賦銀一件」）と、毎年返済する30,000俵のうち10,000俵を当てて優先的に返済することになっていた。

(43) 「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫。

(44) 『三貨図彙』829～832頁、広島米。

藩は人口の20%が死亡するという壊滅的な被害を受け<sup>(45)</sup>、返済計画の履行そのものが不可能な状況となった。こうしたことから、享保10年からの10か年賦返済計画は目的を達成することができないまま破綻することになったのである。

その後、この長崎会所からの借銀は放置されたままであったが、宝暦13年(1763)になって、残っていた4,349貫目余の借銀について、次のように、翌明和元年(1764)から明和3年までの3年間は10貫目ずつ、明和4年から毎年20貫目ずつ返済することになった。

#### 年賦引替証文之事

元銀高二口合五千七拾六貫五百三拾九匁八分六毛七弗五之内七百貳拾七貫三百四拾七目九分九厘三毛三弗，享保十巳年の元文元辰年迄領地米を以返済之残

#### 一、四千三百四拾九貫百九拾八匁八分壹厘三毛四弗五

右は松平筑前守先々代為用事致借用候銅代銀也、但書面元銀高之内二百六貫二拾參匁三分貳厘三毛五弗、大坂御上納為替引請之處返済滞、於彼地借入之元銀、年壹割之歩銀是又相滞、御取替被下候分也、右合銀高之分、享保十巳年の壹ヶ年米三万俵宛、内壹万俵は右御取替銀返済引当之積相定、証文式通入置、其後三万俵宛は返入難調ニ付、五千俵宛之積御聞届、元文元辰年迄七百貳拾七貫三百四拾目九分九厘三毛三弗之分返済、其以後一向不致返済、当時迄之滞銀高四千三百四拾九貫百九拾八匁八分壹厘三毛四弗五之分、近年困窮ニ付、先年定高之通返済難成候付、(明和元年)来申の戌迄三ヶ年は銀拾貫目宛、(明和4年)亥年のは銀貳拾貫目宛、右滞銀高相濟候迄、年々無相違可致返済旨申入候處、御奉行所江茂被申達、御承引ニ付、筑前守江茂申聞、来秋の定之通年々無相違可相納候、右之通相極

(45) 柴多一雄「享保の飢饉と藩体制の転換—福岡藩を中心に—」『九州文化史研究所紀要』第39号、1994年。

候上は、縦凶作之年ニ候共、於此儀は不可致違変者也、年賦元証文式通引替、此一札入置申所仍如件

	野村太郎兵衛	黒印判
宝暦十三未年十二月廿八日	吉田式部	右同断
	久野四兵衛	右同断
	毛利長右衛門	右同断
	吉田久兵衛	右同断
	大音彦左衛門	右同断

福田七太夫殿  
 後藤惣左衛門殿  
 高嶋四郎兵衛殿  
 高嶋八郎兵衛殿  
 福田十郎左衛門殿  
 久松善兵衛殿  
 薬師寺久左衛門殿<sup>(46)</sup>

この借銀の返済は、その後の福岡藩の予算書にも次のように記載されており、福岡藩は明和4年（1767）以降長崎会所に毎年20貫目ずつ返済していたことがわかる。

一、<sup>(銀)</sup>同式拾貫目ハ

長崎江被遣分、明和四亥ノ年ハ銀式拾貫目充ニ相成ル<sup>(47)</sup>

この宝暦13年（1763）に策定された借銀の返済計画は、次のように長崎奉

(46) 「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫。

(47) 「安永二年巳九月ハ同三年午八月迄米銀御積帳写」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵三奈木黒田家文書。

行石谷清昌の主導によって実施されたもので、福岡藩だけでなく他の九州の諸藩に対しても同じように実施されていた。

一、長崎会所銅代先年九州御大名様方前為替銀相滞候銀高八千六百五十貫目、金ニシテ拾四貫千兩余、享保十巳年御返済方十ケ年賦ニ相極り候処、其後又々相滞、長崎会所より取立之沙汰無御座候、依之右石谷備後守様長崎御兼帯幸ひ之折から御吟味御座候ハ、急度御取立ニ茂可相成銀筋ニ付、右諸家江相滞候一件書付并証文之写等所持仕候分、不残宝暦十二年石谷備後守様長崎御下向之上、御用掛り御勘定益田新助様・篠木六左衛門様迄入御覧候、則長崎会所御吟味被遊候処、年寄始役方ニ茂存候者無之候

但し、右一件御吟味之上、宝暦十三未年御取立相極り、年々無相違当年迄凡千貫目余長崎会所江相納り候、御取立方嚴重ニ被仰付置候ニ付、先々無相違相納り可申、然は八千六百貫目余之分全ク御取立ニ相成候事<sup>(48)</sup>

すなわち、長崎会所から九州の諸大名に貸し付けられて返済が滞っていた銀8,650貫目は享保10年（1725）からの10か年賦となったが、その後再び返済が滞り、長崎会所からの取立も行われなくなった。長崎奉行石谷清昌が調査したところ、取り立てなければならぬものであったので、宝暦12年（1762）に石谷清昌が長崎に下向したときに、諸藩が所持している書付や証文の写を御用掛りの御勘定益田新助・篠木六左衛門が確かめ、長崎会所を調査したが、年寄はじめ役方にも知っているものがいなかった。それでも、調査のうえ宝暦13年に取り立てることが決まり、この史料が作成された年までに約1,000貫目余が返済されたというのである。

(48)「(仮題) 村上家家譜」柳川古文書館所蔵村上家文書。

石谷清昌は宝暦9年(1759)に勘定奉行に就任し、宝暦12年に長崎奉行兼帯となった。支配勘定益田新助・篠木六左衛門は、普請役長岡文兵衛・内藤源八とともに宝暦12年10月5日に長崎に到着し、翌宝暦13年11月28日に長崎を立っている<sup>(49)</sup>。石谷清昌は、勘定方・普請役(各2名の交替)在勤、置附用意銀の一部収公など、運上増徴と会所監察の強化をはかるさまざまな改革を行っており<sup>(50)</sup>、この借銀返済計画もこれまで指摘されてこなかったが、石谷清昌の改革の一環に位置づけられるものであった。

寛政6年(1794)の長崎会所の予算書には、「諸返納取立銀」のなかに、「近国諸家柳川・佐嘉・大村・平戸・筑前・三池・五島・中津・久留米・肥後・秋月年賦銀」が、宝暦13年(1763)以来歳入として計上されており、「近国諸家年賦銀」の額は次のように77貫310匁余であったことがわかる。

一、銀三百九拾三貫二百五拾目程 諸向年賦銀取立候分

是者、七拾七貫三百拾匁余は近国諸家年賦銀、八拾五貫九百四拾目余は諸向年賦、貳百三拾貫目余は大坂銅座ニおゐて取立候年賦銀等、一ヶ年取立候高<sup>(51)</sup>

福岡藩以外の九州諸藩の具体的な返済計画については明らかでないが、享保10年(1725)の返済計画が各藩とも10か年賦であったことやこの返済計画が実際に返済可能なものとして策定されていることから、他藩の場合も毎年の返済が可能な長年賦返済計画であったと思われる。

(49)『通航一覽』第4、153頁。

(50)中村質『近世長崎貿易史の研究』吉川弘文館、1988年、377頁。鈴木康子「宝暦・明和期の長崎貿易改革(上)－金銀問題・支配機構を中心として－」『花園大学文学部研究紀要』第30号、1998年。同「宝暦・明和期の長崎貿易改革(中)－運上金・石銭・地下役人を中心として－」『花園大学文学部研究紀要』第31号、1999年。

(51)「唐船拾艘紅毛船壹艘定式商売銀を以一ヶ年会所銀請渡方差引凡積り書付」長崎歴史文化博物館収蔵一般収書。

こうした長年賦返済計画が策定されたのは、返済が滞ってからすでに長期間経っていて詳しい事情が分からなくなっていたことや、享保10年の10か年賦による返済計画がその後の経済の激変とそれによる諸藩の財政難のため計画どおり実施されなかったことから、返済が確実に行われることを考慮したためであったと考えられ、福岡藩の場合、4,349貫目余の借銀をすべて返済し終わるのは219年後という異常な長年賦返済となっていた。

ところで、宝暦期の幕府御用金の返済方式について検討した賀川隆行氏は、「大名借財の年賦返済はこれ以前の時期にもみられたが、百年近くの期間の常軌を逸した年賦返済は、この時期からみられるようになった。宝暦御用金の百年前後の期間の無利足長年賦償還方式は、幕府権力中枢によって安永5,6年にかけて案出され、実施されていった。幕府による長年賦返済の公認によって、天明・寛政期以降の藩債整理のための藩政改革の中にその返済方法は引き継がれていったのである<sup>(52)</sup>」と指摘されている。しかし、これまでみてきたように、幕府による大名借財の無利足長年賦償還方式は、宝暦13年（1763）の長崎会所の九州諸大名の借銀返済計画においてすでに実施されており、安永期（1772～81）の無利足長年賦償還方式は、長崎で実施されていた方式を踏襲したものであったといえることができる。

宝暦13年の長崎会所借銀の長年賦返済計画を策定したのは、勘定奉行で長崎奉行を兼ねていた石谷清昌であったが、彼は明和7年（1770）に長崎奉行を退いたのちも、安永8年（1779）まで勘定奉行をつとめている。したがって、安永期の無利足長年賦償還方式は、石谷の長崎での経験をもとに実施された可能性がきわめて高く、その意味で宝暦13年に実施された長崎会所の長年賦返済計画は、幕府のその後の金融政策に大きな影響を与えたとみられるのである。

---

(52) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局、2002年、72頁。



## 5. 長崎借銀の解消

前節でみたように、宝暦13年(1763)の長崎奉行石谷清昌の改革によって、九州の諸藩は長崎会所からの借銀を長年賦で返済していくことになった。福岡藩は、明和元年(1764)から明和3年までの3年間は毎年10貫目、明和4年以降は毎年20貫目ずつ返済し、天明3年(1783)までの17年間に370貫目を返済した<sup>(53)</sup>。

このような状況のなかで、天明4年(1784)、福岡藩は残る3,979貫目余の借銀について、次のように返済計画を変更することを提案し、これを認められている。

一、右三千九百七拾九貫百九拾八匁八分壹厘三毛、天明四辰年戸田出雲守様御在勤之節、右年賦残銀高を三百五拾貫目ニ打切、残棄捐ニ御取組有之、右三百五拾貫目之内六拾貫目は御船蔵修復ニ相用、残貳百九拾貫目は長崎会所ニ而貸付候積御決談、双方納得之上往古筑前表を被差入置候証文等御差返ニ相成事済候事<sup>(54)</sup>

すなわち、天明4年に福岡藩の長崎会所からの借銀3,979貫目余のうち350貫目を一時に上納することによって、残りの借銀を破棄してもらおうというものである。これまでどおり毎年20貫目ずつ返済すれば、3,979貫目余の借銀をすべて返済するには200年を要するが、これを17.5年分の350貫目を上納することによって、残りの3,629貫目余の借銀を破棄してもらおうというのであるから、福岡藩にとってきわめて都合のいい話である。しかし、この計画は長崎会所にとっても必ずしも都合の悪い話ではなかった。なぜなら、「三百五拾貫目之内六拾貫目は御船蔵修復ニ相用、残貳百九拾貫目は長崎会所ニ而

(53) ～ (59)「筑前年賦銀一件」長崎歴史文化博物館収蔵藤文庫。

貸付候積」とあるように、350貫目のうち60貫目を船蔵の修復に使い、残りの290貫目を長崎会所から貸し付ければ、かりに年1割の利率で貸し付けるとしても、毎年の福岡藩の返済額である20貫目より多い29貫目の利子収入を得ることができるからである。長崎奉行所がこの提案を認めたのもこうした計算があったからであったと思われる。

この提案を認められた福岡藩は、天明4年(1784)12月に長崎奉行所の要求どおり銀350貫目分に相当する小判5,833両1歩と半銀5匁を長崎会所に上納した<sup>(55)</sup>。

しかし、長崎会所が福岡藩からの上納銀を受け取り、証文を返却したあとになって、江戸から棄捐は認められないとの知らせが届いた。困惑した長崎奉行は再三申し入れを行ったが、幕府中枢の聞き入れるところとはならなかった。その理由は不明であるが、幕府はさきにみたように、安永5年(1776)から諸藩に貸し付けた宝暦御用銀の無利足長年賦償還方式を実施しており、こうした一時銀上納による借銀棄捐という方法が波及することを危惧したからではないかと思われる。このため、対応に苦慮した長崎奉行所は、長崎会所調役・長崎町年寄に対し福岡藩と内々に交渉を行うように依頼した。

長崎奉行所の内意をうけた長崎会所調役・町年寄は、天明5年(1785)5月、福岡藩に対し、江戸の承認が得られない以上、350貫目は返却するので借入証文を返却し、もとのように毎年20貫目ずつ上納するようにと申し入れた。これに対し福岡藩は、「右年賦銀之儀は去冬御奉行所方御内談之上事々相済居申たる儀ニ候<sup>(56)</sup>」と、すでに長崎奉行所との話し合いにより決着をみたことであり、いまさらもとに戻すことはできないと主張し、両者の言い分は平行線をたどった。その後、奉行所の勘定方から福岡藩の長崎間役原吉蔵に対しても同様の申し入れが行われたが、話し合いはまとまらなかった。しかし、長崎奉行の交代の時期が近づき、せっぱ詰まった長崎奉行所は、8月になって再び調役・町年寄に福岡藩との交渉を依頼した。依頼を受けた調役・町年寄は、「最前被差返候御証文、私共江御預被下候ハ、去冬御差向

被成候銀引請、仕法相立、永々御国許御世話無之様、棄捐之形ニ仕、御世話可仕候<sup>(57)</sup>」と、もし借用証文を返却されるならば、去年上納された上納銀は我々が引き受け、実質的に棄捐となるように世話をしようとの提案を福岡藩に行い、9月になって次のような形で決着がはかられることになった。

調役・町年寄中<sup>ノ</sup>筑前へ入置ク証文之写

一札之事

一、銀三百五拾貫目

右は天明四辰年戸田出雲守殿御在勤中御取組有之、右銀高ニ而棄捐相濟、筑州<sup>ノ</sup>被差出置候銀高也、右銀請取古証文御差返申前、江戸表不相濟、御奉行所始私共至而及難渋候ニ付、御双方御趣意相達候様御頼申上候所、表向堅相濟候儀ニ付、御内証ニ而新証文被入置候儀難相成儀ニ候間、此節被差越候新御証文私共御預申上候、右御証文之文面去冬相納候銀子御返ニ付請取候と御座候儀は、私共右三百五拾貫目御引請申儀ニ而御座候、又元銀高相濟候迄は一ケ年式拾貫目宛相納候積ニ相極メ候と御座候は、私共式拾貫目宛会所江相納候儀ニ而御座候

一、前条之趣各様程宜御聞濟被成下候ニ付、私共役号ニかゝり申合、右之通御銀子引請、此先御年賦銀高終年迄式拾貫目宛御国許<sup>ノ</sup>被差向候姿ニ而、毎冬無懈怠長崎会所江相納候儀相違無御座候、然上は後年此節御預ケ被下候御証文ニ付而異変有之候共、銘々子孫有之限は御国許御聞ニ入候次第無之候、銘々<sup>ノ</sup>相弁、少茂無滞相納可申候、尤世替等之節は重畳申繼候儀ニ御座候上は、永代少茂相違無御座候、仍而証文如件

久松 土岐太郎 印

天明五巳年九月

高嶋 加一郎 印

高嶋八郎左衛門 印

後藤五郎左衛門 印

福田十郎右衛門 印

福田大之丞 印  
 高木清右衛門 印  
 薬師寺久左衛門 印  
 久松半右衛門 印

久野外記 殿  
 野村東馬 殿  
 浦上数馬 殿  
 大音伊織 殿  
 毛利内記 殿  
 郡正太夫 殿  
 立花平左衛門殿<sup>(58)</sup>

江戸からの指示もあるので、350貫目は福岡藩に返却し、これまで通り福岡藩が毎年20貫目を返納するという事にせざるをえない。しかし、棄捐のことはすでに長崎奉行所と福岡藩の間で決着がついたことなので、内証で証文を入れることはできない。したがって、新たに福岡藩が作成する証文は、長崎会所調役・長崎町年寄の9人が預かり、その証文の文面にある「去冬相納候銀子御返ニ付請取候」とある文は、この9人が銀350貫目を受け取ったこと、「元銀高相済候迄は一ケ年式拾貫目宛相納候積ニ相極メ候」とある文は、この9人が毎年20貫目を長崎会所へ納めることとし、返済が終わるまで毎年冬に福岡藩が国元から送ってきた形にして長崎会所に納めることにするというのである。

その具体的な方法は、「筑前年賦銀棄捐一件ニ付取計方申送書<sup>(59)</sup>」によれば、350貫目のうち天明4年(1784)分の20貫目と翌天明5年分の20貫目を引いた310貫目を、月7朱(年8.4%)で貸し付ければその利子は26貫40目になるので、そのうちの20貫目を毎年上納し、残りの6貫40目は低利で貸し付けて溜めておき返済に当てるといったものであった。実際にはこの310貫目を

9人の長崎町人が34貫444匁4分4厘4毛4弗ずつ受け取り、利子分の26貫40目（1人あたり2貫893匁3分3厘3毛3弗）は、毎年支給される紅毛八朔銀から差し引き、もし八朔銀の支給が遅れるようなことがあれば、役料から引き除けるとことになっていた。

また、「長崎町年寄中受持貸り受候御銀子仕法書付左之通<sup>(60)</sup>」によれば、26貫40目から20貫目を差し引いた残りの6貫40目は、月8朱（年9.6%）で市中に貸し付けて溜めていけば、毎年上納する20貫目と合わせて43年目に3,177貫639匁3分3厘5毛4弗になるので、返済残銀の3,079貫198匁8分1厘3毛を返済しても、98貫490目5分2厘2毛4弗の余銀が出るという計算になっていた。

これによって、福岡藩の長崎会所からの借銀は、表面的には存在するものの、実質的に解消されることになったのである。さきにみた、寛政6年(1794)の長崎会所の予算書の「近国諸家年賦銀」には他の九州諸藩とともに筑前(福岡藩)が見えているが、いままで述べてきたことから明らかなように、その年賦銀は実際には長崎の町人から上納されていたのである。

それにしても、毎年の返済額の17.5年分に当たる350貫目もの資金を、福岡藩はどのように用意したのであろうか。

これについて、福岡藩の記録は、「右打切銀三百五十貫目長崎ニ被指越候ニ付、左之通裏判所証拠帳ニ付<sup>(61)</sup>」と、次のように記している。

一、金小判六千両ハ

内

四千両ハ 大坂方御被下大豆代銀ヲ以被指廻答之分間合不申、  
御宝蔵御取出ニ相成

(60)「長崎町年寄中受持貸り受候御銀子仕法書付凡左之通」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵三奈木黒田家文書。

(61)「秘書」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵檜垣文庫。

式千両ハ 御用心金方御取出、<sup>(天明5年)</sup>巳年方五ヶ年賦ニ御返納  
 右長崎御年賦銀為打切金子被指越候旨承届候  
 天明四年

✍

銀350貫目に相当する金小判6,000両のうち、4,000両は大坂で販売した大豆代銀をあてるはずであったが、間に合わなかったので宝蔵から出し、2,000両は用心金から出して、5か年賦で返済するというのである。宝蔵も用心金も毎年の収支にはあられない備蓄金であったが、こうした備蓄金を一時的に利用しながら、備蓄金には影響を与えないかたちで長崎での借銀を解消しているのである。

その背景には、前年の天明3年（1783）に東北地方を襲った天明の飢饉による米価の高騰があった。安永9年（1780）11月に1石41匁～46匁、天明元年（1781）11月に52匁～54匁と低迷していた大坂の米価は、天明2年12月には73匁1分に上昇し、天明3年12月には92～93匁、天明4年正月には105匁7分と高騰した<sup>(62)</sup>。この時期、毎年100,000石前後<sup>(63)</sup>という大量の年貢米を大坂で売却していた福岡藩は、飢饉による被害を受けず、米価の高騰によって大きな利益を得ることができた。その額は、天明2年12月の1石73匁1分が翌年12月に92匁に上昇したとして、単純に計算しても100,000石分で1,890貫目になる。福岡藩が提案した350貫目の上納銀は、この米価上昇によって福岡藩が得たと思われる利益からみればその2割弱にすぎなかったのであり、福岡藩はこうした米価の高騰によって得た財政的な余裕をもとにこのよ

(62) 『三貨図彙』869～873頁、筑前米。

(63) 明和7年（1770）の福岡藩の大坂登米は309,938俵余（103,312石余）（「明和七年寅九月方同八年卯八月迄米銀御積帳」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵三奈木黒田家文書）、安永2年（1773）の大坂登米は271,500俵余（90,500石余）（「安永二年巳九月方同二年午八月迄米銀御積帳写」同三奈木黒田家文書）であった。

うな提案を行ったと考えられるのである。

他の九州諸藩も米価の高騰による利益はあったと考えられるが、他藩の動向については不明である。天保期（1830～44）の史料によれば、「宝暦度御取極相成候諸家年賦之内、筑前・肥後・大村・秋月此四ヶ所者御極通年々相納候得共、久留米之儀者文政七申年<sup>64</sup>、佐賀者同八酉年<sup>64</sup>相滞、尤久留米者其後内納有之、平戸者天保二卯年<sup>64</sup>相滞<sup>(64)</sup>」と記されており、宝暦13年（1763）に策定された借銀の返済について、福岡・熊本・大村・秋月の4藩は約束どおり返済を行っているが、久留米藩は文政7年（1824）から、佐賀藩は文政8年から、平戸藩は天保2年（1831）から返済が滞ったため、天保9年（1838）には久留米藩の残銀453貫目余が年4貫300目ずつ、佐賀藩の残銀195貫目余が年6貫223匁ずつ、平戸藩の残銀16貫目余が年2貫目ずつの返済に改められており<sup>(65)</sup>、この時期に九州のすべての藩が福岡藩のように長崎会所からの借銀を解消し得たというわけではなかったようである。

## おわりに

九州諸藩の長崎会所からの借銀は、元禄11年（1698）の会所設置後から行われていた運上銀送銀システムに準じて実施された銅代銀の送銀システムを利用する形で行われていた。宝永期（1704～11）以降、諸藩の財政難が深刻化し、上方との金融関係が動揺するなかで、九州諸藩の長崎会所からの借銀は急増していくが、この借銀には銅代銀だけでなく、利子収入を目的として長崎会所に預けられた長崎や京都の資金が大量に含まれていた。しかし、諸藩の藩財政が窮乏化するなかで、長崎会所への借銀の返済は行われなくなり、大坂御金蔵への上納も滞るようになっていった。

享保期（1716～36）に入って幕府財政の窮乏が表面化すると、幕府は財政

(64) (65) 「長崎会所事務取扱方書付」一橋大学附属図書館所蔵。

再建策の一環として、享保7年(1722)に御金蔵からの銅代取替を停止し、長崎会所に対し滞っていた銅代銀を上納するように命じた。長崎会所は享保8年までに滞っていた銅代銀を上納する一方、諸藩への貸付銀の返納を要求し、享保10年(1725)からは10か年賦による返済計画を実施した。しかし、米価の下落や享保の飢饉の発生によって諸藩の財政窮乏が激化したためこの返済計画は破綻し、九州諸藩から長崎会所への返済は実施されなくなるのである。

その後、長崎奉行石谷清昌の長崎会所改革の一環として、宝暦13年(1763)に長年賦返済計画が策定され、翌明和元年(1764)から実施されることになったが、この長年賦返済計画はその後の幕府の金融政策に大きな影響をあたえることになった。

こうした状況のなかで、福岡藩は天明4年(1784)、天明の飢饉による米価上昇によって得た利益をもとに、長崎奉行所に対し一時銀の上納と引き替えに借銀の返済打ち切りを提案し、幕府中枢の承認が得られないまま、実質的にこれを実現させるのである。

長崎会所が藩への貸付を積極的に行ったのは、元禄11年(1698)の会所設立直後からとしても、滞っていた銅代銀の上納が命じられた享保7年(1722)までの約20年間のことであり、しかも貸付の対象となったのが主に九州北部の諸藩であったこともあって、これまであまり注目することはなかった。しかし、この時期は貨幣の改鋳や米価の変動によって上方の金融市場が激しく動揺した時期であり、貿易にかわる投資先として長崎や京都の商人の資金が大量に流れ込んだこともあって、九州諸藩にとって長崎会所は上方にかわる新たな資金の借入先として重要な役割をはたし、借銀額も急増していったのである。

享保7年から実施された幕府の財政改革は、こうした資金の流れを断ち切り、九州諸藩に長崎会所からの借銀の返済を迫ることになったが、実際には諸藩の厳しい財政状況のため返済は完全には行われず、さらに宝暦13年



(1763)の改革によって長年賦返済計画が実施されたため、財政的な負担は大幅に軽減され、九州諸藩にとって財政上に占める長崎会所の比重は急速に低下していった。

一方、長崎会所はこうした措置によって膨大な不良債権をかかえることになり、長崎会所の金融機関としての地位は、貿易の縮小と相まって大きく低下していくことになったのである。

